令和　　年　　月　　日

柏崎市選挙管理委員会委員長　様

申請者　　住所

氏名

直接請求に係る請求者署名簿を縦覧したいので、下記のとおり申請します。

なお、縦覧に当たっては、裏面の直接請求に係る請求者署名簿の縦覧に関する説明事項を遵守します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | フリガナ |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏名 |  |
| 住所 | 柏崎市 | | |
| 縦覧する  署名簿 | | 請求に係る請求者署名簿 | | |
| 縦覧の理由 | | □ 自己の署名の審査結果を確認するため  □ 自己をかたった署名の有無を確認するため  □ 署名の効力を確認するため  □ その他　※括弧内に具体的な理由を記入すること。  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※　選挙管理委員会記入欄 | | | Ｎｏ． |
| 選挙人名簿登録 | 有 ・ 無 | 性　　別 | 男 ・ 女 |
| 縦覧の日時 | 年　　月　　日  時　　分から　　　　時　　分まで | | |
| 複写の有無 | 有　・　無 | 異議の申出の有無 | 有　・　無 |
| 備考 |  | | |

直接請求に係る請求者署名簿の縦覧に関する説明事項

（裏面）

１　縦覧をすることができる者

　　柏崎市の選挙人名簿に登録された者とする。

２　縦覧の方法

・縦覧人は、署名簿を破損し、又は汚損することのないよう丁寧に取り扱うとともに、署名の加筆又は修正その他不正な行為をしてはならない。

・縦覧人は、署名簿の複写（筆記によるものを含む。）又は撮影をしてはならない。ただし、地方自治法第74条の２第1項第4号の異議の申出をしようとする場合は、当該申出に必要な範囲に限り、筆記による複写をすることができる。この場合において、委員会から求めがあったときは、当該複写したものの写しを委員会に提出しなければならない。

３　遵守事項

縦覧人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

・署名簿を縦覧場所以外へ持ち出さないこと。

・縦覧場所において私語、談話、拍手等をしないこと。

・署名簿の読み取りは、黙読により行うものとする。

・縦覧場所において飲食又は喫煙をしないこと。

・縦覧は、必要最小限の時間内において行い、他の縦覧人による縦覧を妨げることを目的として署名簿又は縦覧場所を独占しないこと。

・前各号に掲げるもののほか、縦覧場所の秩序を乱し、又は縦覧の妨げとなる行為をしないこと。

４　秩序の維持

・職員は、縦覧場所の秩序の維持及び署名簿の保全のため必要があると認めるときは、縦覧人に対し、必要な指示をすることができる。

・職員は、縦覧人がこの告示に違反したとき又は前項の指示に従わないときは、当該縦覧人に対し、縦覧を一時中止するよう命ずることができる。

・職員は、縦覧人が前項の規定による命令に従わないときは、これを縦覧場所から退場させることができる。この場合において、当該縦覧人は、速やかに退場しなければならない。

・委員会は、縦覧場所の秩序の維持のため特に必要と認めるときは、警察官の待機又は出動を要請することができる。

５　個人情報の保護

縦覧人は、縦覧により知り得た個人情報を当該縦覧の目的以外に利用し、又は他人に漏らしてはならない。